

参考資料

【認知症高齢者グループホーム緊急整備事業】

東京都では、今後も見込まれる認知症高齢者の増加をふまえ、認知症高齢者グループホームの設置促進を図るため、以下のような取組を行い、平成37年度末までに定員20,000人分の整備実現を目指しています。

《認知症高齢者グループホーム整備目標》 (人)

定員数(平成30年3月1日時点)	平成37年度末目標
10,616	20,000

<平成30年度補助額 1ユニット当たり> (予定)

(下線は平成29年度からの変更点)

整備主体	整備区分	補助額
整備主体にかかわらず共通	創設・増築	重点地域 <u>3,750万円</u>
		一般地域 <u>2,500万円</u>
	改修	重点地域 <u>2,812.5万円</u>
		一般地域 <u>2,250万円</u>

※ 補助額には建築費の上昇に伴う高騰加算(平成30年度新規)を含みます。

※ 地域医療介護総合確保基金の対象となる場合、上記補助額のほかにさらに助成を受けることが可能な場合があります。

※ 重点地域(重点的緊急整備地域)・・・整備率0.38%未満(直近の開設施設の定員数を平成30年1月1日現在の住民基本台帳による65歳以上高齢者人口で除して算出)の区市町村が、指定を希望(申請)した場合に指定

※ 定員増を目的とする増築についても補助対象にします。

○小規模多機能型居宅介護拠点併設加算の実施

小規模多機能型居宅介護拠点を併設するグループホームへの加算補助を実施し、両サービスの設置促進を図ります。【1か所 1,000万円】

○認知症対応型デイ併設加算の実施

認知症対応型デイサービスを併設するグループホームへの加算補助を実施し、両サービスの設置促進を図ります。【1か所 1,000万円】

○看護小規模多機能型居宅介護併設加算の実施

看護小規模多機能型居宅介護事業所を併設するグループホームへの加算補助を実施し、両サービスの設置促進を図ります。

【1か所 1,000万円】

参考資料

「都市型軽費老人ホーム」について

○「東京都軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例」を社会福祉法第65条第1項の規定に基づき制定（平成24年東京都条例第114号）（施行日）平成24年4月1日

区分	「都市型軽費老人ホーム」の最低基準	「軽費老人ホーム（ケアハウス）」の基準
1 入所定員 (第37条)	20人以下	(上限なし)
2 設備関係 (第38条)	建物は、耐火又は準耐火建築物。 ただし、知事が認めた場合を除く。	(同左)
居室	○個室 7.43㎡以上(収納設備を除く。) (緊急ブザー等を設けること。)	個室 21.6㎡以上
共有部分	○食堂、便所、浴室、宿直室 ※調理を委託する場合、調理室を設けないこともできる。 ・食堂等の共用部分に自炊を行うことができる調理設備を設ける。 ・施設内一斉に放送できる設備を設置すること。	食堂、談話室・集会室、宿直室、 便所、浴室、調理室、面談室
3 人員関係 (第36条)	施設長 (常勤1) 兼務可 生活相談員 (常勤1以上) 兼務可 介護職員 (常勤換算1以上) ※事務員、栄養士や調理員は、サービスに支障がない場合は、置かないことができる。 ※夜間及び深夜に1以上の職員が夜勤又は宿直	施設長(常勤1) 生活相談員(常勤1)120:1 介護職員(常勤1)30:1 栄養士(1)(40人以下0人) 事務員、調理員、その他適宜

○整備地域 ※首都圏整備法第2条第3項に規定する既成市街地
既成市街地等（東京都 23区、武蔵野市の全域、三鷹市の特定の区域）

○平成30年度整備費補助額(予定) 1人当たり

		併設加算なし	併設加算あり
工事 区分	創設・買取	400万円	500万円
	改修	280万円	350万円

(注) 都の定める施設等を併設した場合、補助単価に加算を行う。

*整備費補助：都 ⇒ 区市 ⇒ 事業者